

## 川崎市高齢者向け借上市営住宅等及び川崎市福祉住宅生活相談員設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市借上市営住宅等整備事業実施要綱(平成9年3月21日9川建政第1043号)に基づく高齢者向け借上市営住宅、川崎市市営住宅条例(昭和37年9月28日条例第32号)に基づく小倉北市営住宅及び古市場市営住宅におけるシルバーハウジング住戸及び川崎市福祉住宅実施要綱(平成2年6月1日2川民計第50号)に基づく川崎市福祉住宅(以下「福祉住宅等」という。)の入居者の安全確保と自立生活の支援のため、保健医療福祉等の関係機関との連絡のもとに生活相談を行い、併せて困難を抱えた入居者の指導にあたる川崎市高齢者向け借上市営住宅等及び川崎市福祉住宅生活相談員(以下「生活相談員」という。)を設置する。

### (身分)

第2条 生活相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

### (職務)

第3条 生活相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活相談及び指導に関すること。
- (2) 日常的な安全の確認に関すること。
- (3) 病気時及び緊急時の対応に関すること。
- (4) 在宅保健福祉サービスが必要となった場合の関係機関への連絡に関すること。
- (5) その他日常生活上必要な援助に関すること。

### (定数)

第4条 生活相談員の定数は、8人とする。

### (任用要件)

第5条 生活相談員は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 人格識見が高く社会的信望があり、かつ、高齢者福祉の推進に熱意があり奉仕的精神のもとに活動できる者
- (2) 心身ともに健康である者

### (任用)

第6条 生活相談員は、前条の任用要件に該当するもののうちから市長が任命する。

2 生活相談員の任用期間は、原則として1年以内とする。

### (任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である生活相談員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、任用期間を満了した生活相談員を再度任用することができる。

### (任用条件の明示)

第8条 生活相談員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 生活相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 生活相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務形態)

第11条 生活相談員の勤務日は、毎週月曜日から金曜日までのうち4日とし、勤務すべき日は健康福祉局長が定める。

- 2 生活相談員の勤務時間は、午前9時から午後4時とし、正午から午後1時までの間は、休憩時間とする。
- 3 生活相談員の勤務日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、その日を勤務を要しない日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。

(年次有給休暇)

第12条 生活相談員に対して、別表第1に掲げる年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された生活相談員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

- 2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 生活相談員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 生活相談員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、生活相談員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休

業を承認することができる。

(報酬)

第16条 生活相談員の報酬は、月額150,200円とする。

2 前項に規定する報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の報酬)

第17条 生活相談員が月の途中において任用された場合の当該月の報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に、1日の勤務時間に乗じて得た時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第1項の報酬月額から減額する。

2 生活相談員が月の中途において退職した場合の当該月の報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間に乗じて得た時間数に、第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第1項の報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(報酬の減額)

第18条 生活相談員が、勤務日に勤務をしないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務をしない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して、報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第19条 生活相談員の勤務1時間当たりの報酬額は、1,444円とする。

(費用弁償)

第20条 生活相談員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

(社会保険の適用)

第21条 生活相談員の社会保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害補償)

第22条 生活相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 生活相談員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する報酬は支給しない。

(健康診断)

第23条 生活相談員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第24条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年4月7

日法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

(川崎市福祉住宅生活相談員設置要綱の廃止)

2 平成3年10月1日制定の川崎市福祉住宅生活相談員設置要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱実施前、旧要綱により実施した事業については、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱は、平成19年4月1日以降に任用された非常勤嘱託員について適用し、これ以前に任用された非常勤嘱託員については、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第5号(裁判員に係る部分に限る。)の規定は、同年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

備 考

第7条第3項の規定により再度任用する相談員が、会計年度を越えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法第39条第3項及び同法施行規則第24条の3第3項次表の週所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分に応じ、第7条第1項の任用の始期から起算した勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

別表第2(第12条関係)

1週間の 勤務日数	任用期間(1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

備 考

更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。